8月の無料相談

●相談名	●日 時		●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日 26日休)	13:00~17:00	広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	10日(火)	13:00~16:00	真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	18日例	13:00~16:00	広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター "さくらんぼ"(な 823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30	療育支援センター 早期療育相談(否 822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	総合福祉会館(ウララ2 8階) (青少年センター 2 823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	9日(月)	10:00~12:00	土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	13日金・20日金	14:00~16:00	· 土浦保健所(な 821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	23日(月)	10:00~12:00	工/HI/N (注が) (MOZ 1 3310)	

■女性のための各種相談・

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター お 827-1107 (ウララ2 総合福祉会館7階)		夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制		
	14日(土)	10:00~15:00					
法律相談	26日休	13:30~15:30			法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制		
>ナ/キ887本 60.40ミ火	1000 0700	10 - 00 - 10 - 00			法的な手続きについてなど		
法律関連一般相談	13日金・27日金	13:00~16:00			(専門相談員)予約制		
一般相談(外国人相談を含む)	13日金・27日金	13:00~16:00			仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻 くさまざまな悩みごと(専門相談員)予約制		
DVヘルプライン(電話相談)		19日休)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること		

クレジットカードショッピング枠の 現金化の誘いにご注意!

消費生活センターから

問 ☎823-3928

最近、インターネットや新聞・雑誌、看板などで、 "カードでマネー"、"ショッピング枠を有効利用"など の広告を見かけたことはありませんか。これらは、 貸金業者から借入できなくなっている人たちに、ク レジットカードのショッピング枠を現金化するよう 勧誘するものです。

クレジットカードには、商品やサービスを購入し て後払いにする「ショッピング」機能と、お金を借り 入れる「キャッシング」機能があり、それぞれに利用 できる金額が設定されています。

「クレジットカードショッピング枠の現金化」は、 「ショッピング」機能の利用可能枠を換金する目的で 利用することで、クレジットカード会社は、「クレジッ トカード会員規約」に違反する行為であるため認めて いません。現金化を行ったときは、「残金の一括請求」、 「カードの利用停止」、「カードの強制退会」などのペ

ナルティーが科せられます。

また、ショッピング枠を現金化しても、カードを 利用した代金は返済しなければなりませんので、そ の場でいくらかの現金を手にしたとしても、一時的 にしのげるだけで、結局は自分の債務を増やすこと になります。

さらに、業者に提供したカード番号や個人情報が 悪用されてしまうケースもあり、犯罪や思わぬトラ ブルに巻き込まれることもあります。

貸金業法の改正により、貸金業者からの借り入れ 総額が年収の3分の1までとなりました。キャッシ ング枠を使い切ってしまった方が、このようなトラ ブルに巻き込まれないためにも、借金返済に困って いるときは、早急に債務整理を検討して生活再建を 図りましょう。

まずは、消費生活センターにご相談ください。